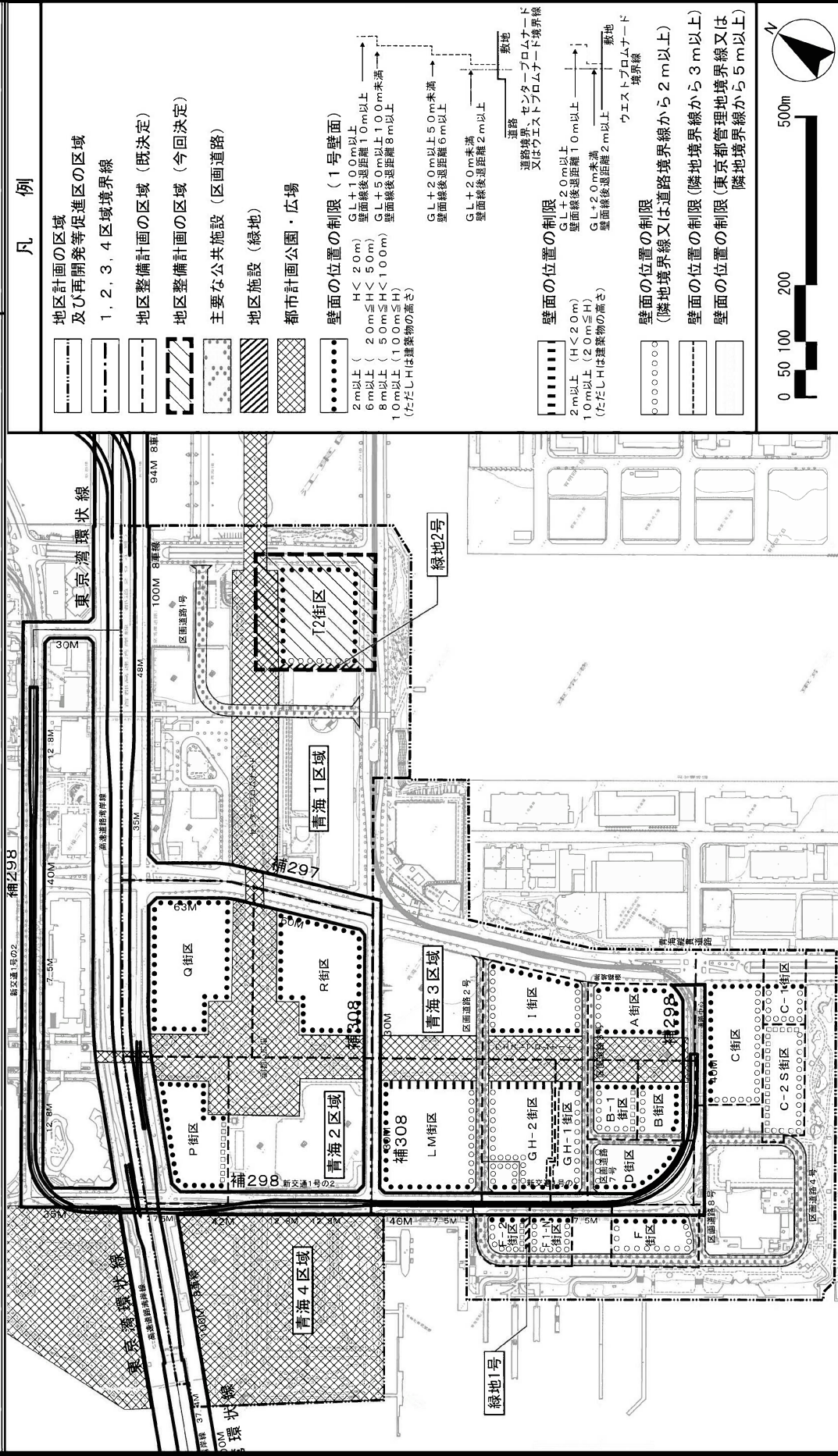


区域図

東京都市計画地区計画 計画図

臨海副都心青海地区地区計画

(東京都決定)



凡 例

- 地区計画の区域
及び再開発等促進区の区域
- 1, 2, 3, 4区域境界線
- 地区整備計画の区域 (既決定)
- 地区整備計画の区域 (今回決定)
- 主要な公共施設 (区画道路)
- 地区施設 (緑地)
- 都市計画公園・広場
- 壁面の位置の制限 (1号壁面)
 2m以上 ($H < 20\text{m}$) $GL + 1.0\text{m}$ 以上
 6m以上 ($20\text{m} \leq H < 50\text{m}$) 壁面線後退距離 10m 以上
 8m以上 ($50\text{m} \leq H < 100\text{m}$) $GL + 50\text{m}$ 以上 100m 未満
 10m以上 ($100\text{m} \leq H$) 壁面線後退距離 8m 以上
 (ただしHは建築物の高さ)
- 壁面の位置の制限
 2m以上 ($H < 20\text{m}$) $GL + 2.0\text{m}$ 以上
 10m以上 ($20\text{m} \leq H$) 壁面線後退距離 2m 以上
 (ただしHは建築物の高さ)
- 壁面の位置の制限
(隣地境界線又は道路境界線から 2m 以上)
 壁面の位置の制限 (隣地境界線から 3m 以上)
 壁面の位置の制限 (東京都管理地境界線又は隣地境界線から 5m 以上)
- 道路境界線
 道路境界線、センタープロムナード
又はウエストプロムナード境界線
- 緑地
 緑地1号
 緑地2号



この地図は、国土地理院長の承認 (平24国公第269号) を得て作成した東京都地形図 (S=1:2, 500) を使用 (3都市基交第504号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基街都第180号、令和3年9月2日